

## 西東京市スタートアップ期間及び西東京市オンライン・ドリルについて

令和5年度においても、西東京市では新型コロナウイルス感染症拡大の現状や子供たちを取り巻く諸課題の解決のため、夏季休業明けにスタートアップ期間を設け、学校生活をゆるやかにスタートすることで教職員が児童生徒理解を深め、児童生徒が円滑に学校生活を開始できるように全校で取り組んでいきます。

また、今後の新型コロナウイルス感染拡大の防止などの危機管理の選択肢としてのオンライン授業の実施に備えて、「西東京市オンライン・ドリル」を実施します。

## 1 スタートアップ期間と内容

- ・2学期始業式を含む5日間、分散登校や時差登校を行う。

(例1) 始業式前に分散登校で教育課程外の全員面談を実施し、始業式後に午前授業を行う。

8月30日	8月31日	9月1日	9月2日	9月3日
分散登校	分散登校	時差登校	時差登校	時差登校
全員面談 身体計測	全員面談 身体計測	始業式	午前授業 給食なし	午前授業 給食あり

(例2) 始業式後に教育課程内で午前授業を実施し、9月3日から午後に教育課程外の面談を行う。

9月1日	9月2日	9月3日	9月6日	9月7日
時差登校	時差登校	時差登校	時差登校	時差登校
始業式	午前授業 給食なし	午前授業 給食あり 午後全員面談	午前授業 給食あり 午後全員面談	午前授業 給食あり 午後全員面談

- ・例示以外の学校の特色ある取組を行うことを認める。
- ・給食を提供してもよい。ただし、親子給食のため、給食を提供する日は小中間で連絡をとり合う。
- ・スタートアップ期間の5日間は登校は午前のみとするが、大規模校が分散登校する場合は午後も認める。

## 2 西東京市オンライン・ドリルについて

※ドリル (Drill) = 訓練・演習

- ・オンライン授業の訓練 (ドリル) として、令和5年4月から9月のスタートアップ期間終了までの間に、児童生徒が自宅と学校をつなぐオンライン授業を実施する。
- ・特別支援学級 (固定制) を含む、すべての学年、学級を対象とする。ただし、小学1年生及び特別支援学級については、学習の状況や児童生徒の実態に即して、他の学年と別の時期 (9月以降) に行うことも妨げないが、オンライン授業の訓練 (ドリル) という視点で日程を設定する。
- ・オンライン・ドリルで実施できる各教科等については、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、学級活動、学校行事 (安全指導等) 等の評価が数値ではないものとし、それらを取り扱う場合は授業時数とする。余剰の時間に、児童生徒同士の交流などに取り組むことも認める。
- ・登下校の時間に変更がある場合、交通擁護員、保護者、地域等に事前に説明し、協力を得る。
- ・家庭の環境や事情により、自宅でオンライン授業に取り組むのが難しい場合、「預かり」を実施する。

## 3 スタートアップ期間の取組について

- ・西東京市スタートアップ期間に実施する取組は以下の通りとする。

【必須】全員面談 (子どもの話を傾聴することを主とする)

※ただし、担任による個人面談とは限定せず、グループ面談やSC全員面接を兼ねてよい。

【全員面談以外の取組例】

オンライン・ドリル、学習補充教室、パフォーマンステスト、身体計測、図書の貸し出し、保護者面談、保護者会

- ・小学校が分散登校する場合は、学童を利用する児童が安全に登下校できるよう計画し、学童及び保護者と調整する。また、分散登校する場合、必要に応じて「預かり」を実施する。

(例1) 学年ごとに実施する。8:30～1学年、9:30～2学年 等

(例2) 学童ごとのまとまりに配慮したグループ編成とし、グループで登下校できるよう工夫する。 等